

Title	給付と契約に関する総合的研究
Sub Title	Contract and Obligations
Author	金山, 直樹(KANAYAMA, NAOKI)
Publisher	
Publication year	2009
Jtitle	科学研究費補助金研究成果報告書 (2008.)
JaLC DOI	
Abstract	本研究は、論理的ならびに実務的観点から、契約と給付の関係を考究したものである。そのため、契約解釈の基礎にある法源論、暴利の給付義務を発生させる消費貸借の規制論、現代において契約の見直しを迫る連帯主義の動向の把握、そして給付の単位が具体的に問われる消滅時効論につき、それぞれ検討を加えた。各テーマについては、フランス語によるものも含めて、論文・著書・学会報告の形で成果を公にして、学界に寄与した。
Notes	研究種目：基盤研究(C) 研究期間：2005～2008 課題番号：17530071 研究分野：民法 科研費の分科・細目：法学・民事法学
Genre	Research Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=KAKEN_17530071seika

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

平成 21 年 5 月 25 日現在

研究種目：基盤研究（C）
 研究期間：2005～2008
 課題番号：17530071
 研究課題名（和文） 給付と契約に関する総合的研究

研究課題名（英文） Contract and Obligations

研究代表者

金山 直樹（KANAYAMA NAOKI）
 慶應義塾大学・法務研究科・教授
 研究者番号：90211169

研究成果の概要：

本研究は、論理的ならびに実務的観点から、契約と給付の関係を考究したものである。そのため、契約解釈の基礎にある法源論、暴利の給付義務を発生させる消費貸借の規制論、現代において契約の見直しを迫る連帯主義の動向の把握、そして給付の単位が具体的に問われる消滅時効論につき、それぞれ検討を加えた。各テーマについては、フランス語によるものも含めて、論文・著書・学会報告の形で成果を公にして、学界に寄与した。

交付額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2005 年度	900,000	0	900,000
2006 年度	800,000	0	800,000
2007 年度	800,000	240,000	1,040,000
2008 年度	900,000	270,000	1,170,000
年度			
総計	3,400,000	510,000	3,910,000

研究分野：民法

科研費の分科・細目：法学・民事法学

キーワード：契約、給付、時効、法源、暴利、連帯主義

1. 研究開始当初の背景

(1) 契約をめぐる紛争においては、まず一体いかなる内容の契約が締結されたのかを解釈しなければならない。ここで行われる操作は、契約の法的性質を決定するものとして、法性決定ないし性質決定と呼ばれている。法性決定によって、ある契約に連結せしめられた法

規範の適用が分離器のごとくに整序されるわけである。

(2) ところで、個々の具体的な契約には、とくにその中核を占めるとされる「意思」には、千差万別の性向・内容・前提がありうる。その細部の個別性に捕われる前に、ある契約にとって典型的かつ不可欠の最低部分、すなわ

ち契約の「本質的要素」の存在を探求し特定しておくことが、法性決定の作業の前提となる。その要素を基準に、ある契約がどの種類の契約に属するのかが判断されるからである。ここに契約の本質的要素とは、債権法上は「給付」の形をとって現れる。

(3)ところが、民法学においては、給付概念の研究は、積極的債権侵害や契約締結上の過失の理論の場面で、付随的義務の存在を明らかにしたことの他は、これまで十分に学界の共通課題として認識されてきていない。申請者がかつて「給付概念の再構成」というテーマで科研費による助成研究を志したゆえんである。

2. 研究の目的

上記の研究の成果を背景に、本研究は、給付との関係において契約自体の構造理解も研究を深化させることを目的とした。たとえば、複数の契約が互いに相互に依存関係にある場合をいかに規律するかに関しては、給付の意味を分析することから出発するべきであるが、そのことは必然的に、契約という装置の理解を刷新することを迫っているように思われるからである。したがって、契約の捉え方そのものの刷新を目指すことを考えなければならぬと考えた。これは、給付論を踏まえた上での契約構造論と言うべきものである。とくに、本研究では、給付概念の再構成による成果を前提に、契約観の刷新に向けて、主にフランスでの動きについて検討を加え、最終的には立法論に繋がるような議論を展開たいと考えた。

契約を柱とする私的自治の体系において、給付を精緻化することによって、契約と権利義務の関係、債務不履行の構造(契約責任論)、契約の相互依存関係、履行請求権と抗弁の接続など、多くの具体的問題についても、新たな光をあてることができると考えた。その意

味で、給付概念の再検討を経た上での契約構造論の再構築は、多方面において民法学の基礎概念の組み立て方にまで影響を及ぼすものとなる可能性があった。そして、現代の状況の中で、契約という装置をどのように規律するのが望ましいか、最終的には、そこまで検討が及ぶはずのものであった。

3. 研究の方法

研究方法の特色としては、単にフランスから学説を輸入したり、フランス法を思考の素材や実験の場として外からみたりするのではなく、いわば内側から、日仏両国に当てはまる共通の枠組みないし理論を展開しようとした点をあげることができる。つまり、日本国内だけでしか通用しない閉鎖的な理論ではなく、少なくとも法典国の間では国際的に通用する普遍的な成果に繋がりたいと考えたわけである。とくにフランス語圏においては、これまで日本法は好奇心の対象としてしか見られてこなかったように思われる(例、「日本人は法を嫌っている」などの俗諺の流布)。そこで、本研究の成果をフランス語でも発表することによって、合理性を旨とする学問の国際的な協力と連帯を生むことができればと願った。

そのため、積極的に、海外の学会においても報告をするとともに、国内でも時効に関するシンポジウムを担当した。

4. 研究成果

(1)法源論のレベルでは、ベイルートにおける学会において、報告を担当するとともに、その成果が公表された。

(2)消費貸借契約上の給付義務として、利息の問題を扱った。それは合意に基づくものであるが、法律による規制、すなわち利息制限には長い歴史があるからであり、そこでは常に相対立する契約観がぶつかり合った。その

ことを日本の立法史を辿る中で鮮明に描くとともに、今後のあり方を考えた。

(3)フランスにおける契約思想を見直す動きを追跡した。これは、自由主義対連帯主義として表れるものであって、今後の日本の契約法を構想する際、自己責任を基点に立てられた契約観に対する異議申立の意味をもっている。

(4)契約に対する規制原理としての公益概念について、日仏共同研究集会において報告するとともに、その成果が公表された。

(5)時効に関しては、「契約と時効」という観点から見直した。それとともに、時効の立法論については共同研究を行い、その成果を比較法学会ならびに私法学会におけるシンポジウムにおいて報告した。併せて、これまでの時効研究の成果を一書にまとめて刊行した。

(6)本研究については、その主要なものを収めた論文集『現代における契約と給付』を2010年度には刊行する予定である。

(7)本研究に関する海外での評価について一言すると、研究の出発点において書いた論文(De l'obligation de "couverture" à la prestation de "garantir" -- donner, faire, ne pas faire ... et garantir ?, in : Mélanges Christian Mouly, 2 vols, 1998, t. 2, p. 375-399 ; Donner et garantir - un siècle après ou une autre histoire, in : Études offertes à Jacques Ghestin, Le contrat au début du XXI^e siècle, LGDJ, 2001, p. 473-487)は、今ではフランスの教科書や学位論文において、頻繁に引用されるとともに、支持する意見が広まってきている(例、Anne Etienney, La durée de la prestation - Essai sur le temps dans l'obligation, LGDJ, 2008)。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計 29 件)

金山直樹、債務不履行における慰謝料の賠償、同志社法学60巻7号53-77頁、2009年、査読無し

金山直樹、過払い金の消滅時効の起算点、金融・商事判例1306号 1 頁、2009年、査読無し

Naoki KANAYAMA, Regards d'un civiliste étranger sur le nouveau droit français de la prescription », Revue des contrats, 2008/4, p. 1445-1449、査読なし

金山直樹、ヤミ金から交付を受けた金員の扱い——最高裁第三小法廷平成 2 0 年 6 月 1 0 日解説、法学教室・判例セレクト2008、342号、18頁、2009年、査読無し

金山直樹、ネット販売におけるサイト運営者の責任、L & T 42号、43-45頁、2008年、査読無し

Naoki KANAYAMA, Intérêt général, pays de Rousseau aujourd'hui, in : L'intérêt général au Japon et en France, Dalloz, 2008, p. 53-58、査読無し

金山直樹、「消滅時効法の改正に向けて」および「時効法の現状と改正の必要性、NBL887号38-48頁、2008年、査読無し

金山直樹、瑕疵担保による損害賠償請求権の消滅時効(最判平成13・11・27民集55巻6号1311頁解説)、不動産取引判例百選[第3版] 154-155頁、2008年、査読無し

金山直樹、香川崇、フランス時効法改正の動向—混沌からの脱却の試み—、NBL881号 71-81頁、2008年、査読無し

大村敦志、金山直樹ほか全10名(2番目)、憲法・行政法・民法における一般利益=公益—第7回日仏法学共同研究集会、ジュリスト1353号64-93(座談会)、2008年、査読無し

金山直樹、公正証書遺言における方式と遺言者の意思、野田愛子ほか編・新家族法実務4巻101-118頁、2008年、査読無し

金山直樹、加藤雅信、加藤新太郎、時効の過去・現在・未来を語る、判例タイムズ1251号5-31頁(鼎談)、2007年、査読無し

Naoki KANAYAMA, Les sources du droit au Japon : Aspects contemporains, *in* : Les sources du droit : aspects contemporains, Société de Législation Comparée, 2007, p. 55-62, suivi d'un débat, p. 69-79、査読無し

金山直樹、昭和29年から平成18年へ「任意支払い」をめぐる立法と判例一、金融・商事判例1264号1頁、2007年、査読無し

金山直樹、明治29年から昭和29年へ『超過部分を任意に支払ったとき』一、金融・商事判例1260号1頁、2007年、査読無し

金山直樹、公立病院の診療債権の消滅時効期間・最判平成17年11月21民集59巻9号2611頁解説、法学教室318号別冊・判例セレクト2006・20頁、2007年、査読無し

金山直樹、利息制限立法のあり方、銀行法務21・669号12-16頁、2007年、査読無し

Naoki KANAYAMA, Evolutions récentes du droit des contrats au Japon, *in* : Études offertes au Doyen Philippe Simler, Litec et Dalloz, 2006, p. 577-585、査読無し

金山直樹、明治29年—利息制限法の危機(その2)一、金融・商事判例1254号1頁、2006年、査読無し

金山直樹、時効、北村一郎編・フランス民法典の200年(有斐閣)457-515頁、2006年、査読無し

²¹金山直樹、明治29年—利息制限法の危機(その1)一、金融・商事判例1249号1頁、2006年、査読無し

²²金山直樹、フランス契約法の最前線—連帯主義の動向をめぐる一、野村豊弘先生還暦記念論文集・二世紀判例契約法の最前線547-599頁、2006年、査読無し

²³金山直樹、明治10年—旧利息制限法の制定、金融・商事判例1243号1頁、2006年、査読無し

²⁴Naoki KANAYAMA, Qu'est-ce que « le civil » ? De la Révolution française au Code civil, *in* : Libres propos sur les sources du droit, Mélanges en l'honneur de Philippe Jestaz, Dalloz, 2006, p. 273-292、査読無し

²⁵金山直樹、除斥期間と消滅時効の将来像、椿寿夫=三林宏編著・権利消滅期間の研究274-298頁、2006年、査読無し

²⁶金山直樹、損害賠償請求権の消滅時効・除斥期間、奥田昌道=潮見佳男編・民法6事務管理・不当利得・不法行為(悠々社)194-204頁、2006年、査読無し

²⁷ドウニ・マゾー、金山直樹=畑野弘樹(共訳)「現代フランスにおける契約法の発展」ジュリスト1303号74-89頁、2005年、査読無し

²⁸金山直樹、運送契約における定期性遵守の問題—とくに航空旅客運送をめぐる一、民事研修583号3-18頁、2005年、査読無し

²⁹Naoki KANAYAMA, La liberté contractuelle, un droit de l'homme ? *in* : Jean-Luc CHABOT, et al. (textes réunis par), Le Code civil et les Droits de l'homme, Actes du Colloque international de Grenoble, 3 et 4 décembre 2003, l'Harmattan, 2005, p. 131-159、査読無し

[学会発表](計4件)

金山直樹、私法学会、2008年10月13日名古屋大学、シンポジウム担当、「時効法の現状と改正の方向性」のテーマで報告

金山直樹、比較法学会、2008年6月7日大阪大学、シンポジウム担当、「フランス時効法改正の動向」のテーマで報告

金山直樹、日仏法学共同研究集会、2007年9月17日パリ、Intérêt général, pays de

Rousseau aujourd'huiのテーマで報告

金山直樹、法源に関する国際シンポジウム、
2006年5月11日バイロート、Les sources du
droit en droit japonais : aspects
contemporainsのテーマで報告

〔図書〕(計3件)

金山直樹、時効における理論と解釈(有斐閣、581+39頁)、2008年

金山直樹、消滅時効法の現状と改正提言(別冊NBL122号、編著、336頁)〔「時効法の課題」4-12頁、および、「フランスの新時効法—混沌からの脱却の試み」(香川崇と共著)165-173頁を所収〕、2008年

Jean-Louis HALPERIN, Naoki KANAYAMA,
Droit japonais et droit français au miroir de la
modernité, avec, Dalloz, 2007, 274 p.

〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

取得状況(計0件)

〔その他〕

6. 研究組織

(1) 研究代表者

金山 直樹 (KANAYAMA NAOKI)
慶應義塾大学・法務研究科・教授
研究者番号：90211169

(2) 研究分担者

なし

(3) 連携研究者

なし